国分寺市道路反射鏡設置基準

第１　目的

この基準は、市内の道路において道路反射鏡（以下「反射鏡」という。）を適切に設置し、道路上の安全を図り、交通事故を未然に防止することを目的とする。

第２　対象となる道路

設置の対象となる道路は、次の各号のいずれかに該当する道路とする。

１　市道（行き止まり道路を除く）

２　両端が市道又は都道に接している私道

３　市道（行き止まり道路）

４　私道（行き止まり道路）で車両を使用する沿道の世帯数が10以上のところ

第３　設置できる場所

設置できる場所は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

１　屈折、屈曲部であり、かつ見通しの悪い場所

２　信号のない交差部で、かつ見通しの悪い場所

第４　設置できる条件

設置できる条件は、次の各号に定める内容をすべて満たすこととする。

１　反射鏡の設置により、道路の通行の妨げにならないこと。

２　反射鏡は、物理的かつ安全に設置できる場所に設置すること。

３　反射鏡を設置することにより、設置箇所に隣接する土地、建物等の利用の妨げにならないこと。

４　道路敷地内に設置すること。但し、道路の幅員、構造等の理由から道路敷地内に設置できない場合及び設置しようとする道路敷地が私有地の場合は、設置しようとする場所の土地所有者から反射鏡設置同意書（様式１）

によって同意を得た上で当該土地上に設置するものとする。

第５　開発事業に伴う反射鏡の設置

国分寺市まちづくり条例（平成16年条例第18号。以下「まちづくり条例」という。）に定める開発事業に伴う反射鏡の設置については、本基準の規定を準用して、開発事業者とまちづくり条例に定める協議を行うものとする。

第６　その他

この基準に定めのない事項については、その都度協議するものとする。

様式１　反射鏡設置承諾書

【参考】対象となる道路の参考図

市道（行き止まり道路を除く）

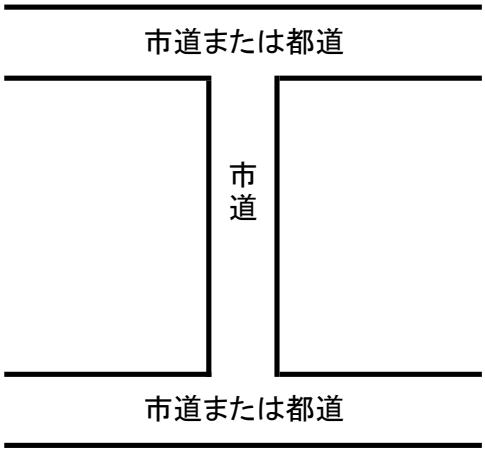

市道（行き止まり道路）

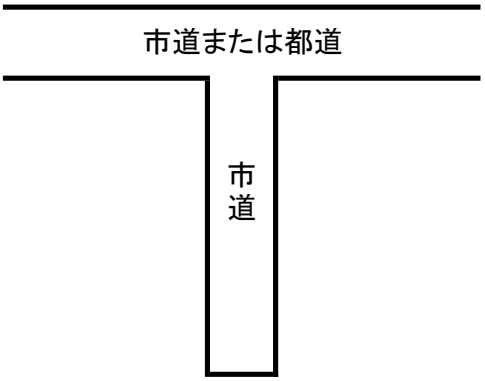

両端が市道又は都道に接している私道

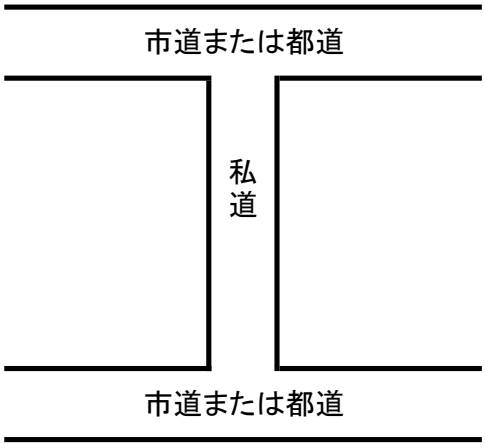

私道（行き止まり道路）で車両を使用する
沿道の世帯数が10以上のところ

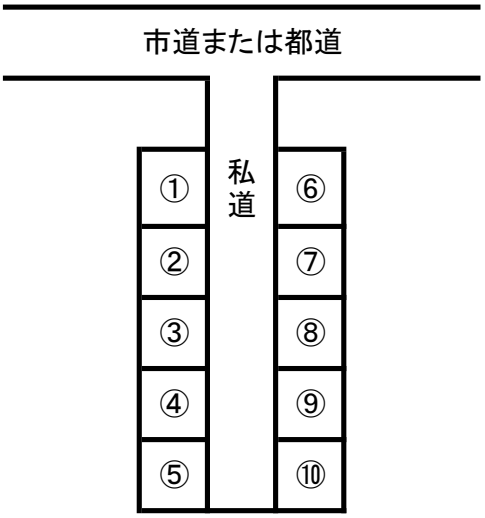

（様式１）

年　　月　　日

国分寺市長　殿

所有者　　住所

氏名　　　　　　　　　　　　　　　㊞

電話

道路反射鏡設置承諾書

下記土地において、道路反射鏡を設置することを承諾します。なお、設置後の道路反射鏡の維持管理は貴市が行うよう願います。

記

場　　所	国分寺市　　　　　　町　　　　丁目　　　　番地先
設置基数	基

【備考】

・ 所有者の欄は、必ずご本人が自署・押印してください。

【以下処理欄】

仕　　様	一面・二面
管理番号	
備　　考	